

## 職務能力に基づき障害者をごく自然に採用している事例

# 事例 7

法人の母体が仏教系の宗教法人であることから、いつの時代にもごく自然に障害者雇用が実践されてきた。法定雇用率は大きく上回っていたが、大学院の設置に伴い、新たに複数の障害者を雇用した。

### 法人データ

学校数 6校(大学/短期大学 各1校  
中学校・高等学校 4校)  
学生数 大学 : 2,795人  
短期大学: 1,150人  
高等学校: 2,419人  
中学校 : 1,283人  
常用労働者数: 457人

	教員	事務	現業	合計
大学	100	88	2	190
短期大学	45	31	0	76
中学校・高等学校	162	29	0	191

\*学校部門全6校が雇用対象です。

雇用障害者数: 11人(うち重度障害者数4人)

大学 5人

教員: 視覚障害1人(正職員)/肢体不自由3人(正職員)  
内部障害1人(正職員)

短期大学 3人

教員: 肢体不自由2人(正職員)/内部障害1人(正職員)

中学校・高等学校 3人

教員: 内部障害2人(正職員1人 非常勤1人)  
事務: 内部障害1人(臨時職員)

### 障害者雇用への取り組み

#### 教職員の雇用実績は職務能力に基づき採用した結果

仏教系の宗教法人を母体とした学校であり、関連法人に福祉法人もあるため、障害者に対する特別な意識はまったくありません。応募者が障害者であっても、業務上の職務能力に基づき採用を決定しているため、いつの時代もごく自然に教職員への障害者雇用を実践してきました。

この2年間に5名の新規の障害者採用があったのは、昨年度大学院の新設に伴い採用された教官の中に、障害者が多数含まれていたという結果にすぎません。今日に至るまで障害者枠を設定して募集したことは一度もありませんが、今後は状況に応じて考慮する必要があると考えています。

現在雇用している障害者のうち、採用時に障害があった人は8名で、採用後に障害者になった人は3名です(すべて内部障害)。採用後に障害者になった人について、配置転換の例はありません。そのため、勤続年数も10数年、あるいは20年以上となっています。要するに職務を遂行する能力があれば、障害の有無は問題にならないということです。

### 課題への取り組み

仏教を基本とした学校の方針の第一が、優しさや思いやりのある心を育む人間教育であり、今後も障害の有無にかかわらず、能力を有している人は積極的に採用していくことを考えています。

また、法人として今後も、法定雇用率が維持できるように方策を検討し、かつシステムとしてこれを確立していくことが、法人全体で取り組むべき重要な課題だと考えています。



## 採用・雇用管理データ

2年間で採用した5名はすべて大学関係の教員

## 採用について

現状としては、障害者に特定した雇用は行っていません。職務能力があれば、障害の有無は問いません。採用は、健常者、障害者を問わず法人の経営会議で決定しています。

この2年間に採用した5名はすべて大学院、大学および短期大学の教官で、全盲者が1名、軽度の下肢障害者が4名です。



視覚障害  
50歳代男性 /  
大学教員(正職員)

勤務年数は1年。大学教授として学生の指導に携わる。採用時より障害があり、全盲のため本人の希望で付添人の同行を許可している以外、特別な配慮を必要としていない。研究熱心で、授業は板書の代わりに、点字表記のある掲示物を準備し、貼付するなど工夫している。学生募集のため高校訪問などの臨時業務についても協力し、健常者と同様の勤務状態である。



肢体不自由  
40歳代女性 /  
短期大学教員(正職員)

勤務年数は6年。短期大学助教授として学生の指導に携わる。採用時より下肢に障害があるが、正座が困難である以外、歩行についての特別な配慮を必要としない。学生募集や就職支援のため高校訪問・民間企業訪問などの臨時業務にも従事。積極的な性格で、国際協力事業団(JICA)の海外派遣員として活動した実績を持つ。

## 雇用管理

雇用形態は、9名が正職員で、1名は非常勤講師、1名は非常勤の臨時職員で高校の英語の授業の補助をしています。賃金に関しては、健常者、障害者の区別はありません。嘱託及び非常勤などの非正規の職員については、勤務内容で賃金を決定しています。

施設整備としては、6年前に大学及び短期大学の新しい建物、古い建物のすべてをバリアフリー化しました。新しく建てたものの他に、古い建物も補修。キャンパスを一般公開する機会が増えたことも、バリアフリー化のきっかけです。駐車場はキャンパスの外周にあります。歩行が不自由な障害者に対しては、教職員、学生を問わずキャンパス内に駐車スペースを提供しています。

定年は、学校・職種を問わず原則として65歳、ただし大学と短期大学の現業職に関しては60歳です。定年後も、必要であれば再雇用をしています。もちろん、健常者、障害者の区別はありません。

## 人事担当者から

正しい心と正しい行い、いつの時代においても人の気持ちを理解できる教育を行ってきており、障害者雇用に関しても、それを実践することが大切だと考えています。

そうした心がけのひとつとして、新しく改修工事をしている渡り通路に点字紙を設置したり、障害の状況に応じ、学内車両乗り入れや付添人を許可するなどの配慮が挙げられます。また、専門講師によるノートテイカーの養成講座を、平成17年4月から予定しています。聴覚障害のある学生に「今、何が話されているのか」をリアルタイムで伝える「文字による同時通訳」であり、現在すでに、在学生の数名がノートテイカーとして活躍しています。